

五ヶ瀬町の教育に関する大綱

対象期間：令和8年度 ～ 令和12年度

令和8年3月

五ヶ瀬町

1 大綱策定の趣旨

この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、地方公共団体の長が、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の基本的な方針を定めるもので、第6次五ヶ瀬町総合計画や五ヶ瀬教育グランドビジョンとの整合を図りながら策定するものです。

2 大綱の内容

大綱の内容については、令和3年3月に策定した「第6次五ヶ瀬町総合計画」（以下「総合計画」という。）の基本計画第4章「豊かな人・心を育む」に関する事項を活用します。

総合計画の進捗管理は、各施策方針に基づき、毎年、施策進捗評価を行っており、同様に大綱についても、施策方針について首長及び教育委員会の役割を明確にした上で、進捗管理を行うものとします。

なお、大綱の内容は、首長及び教育委員会で組織する「総合教育会議」において協議・調整の上、決定するものとします。

項目

- (1) 学校教育の充実・・・・・・・・・・ P 2 ～ 5
- (2) 社会教育の充実・・・・・・・・・・ P 6 ～ 7
- (3) スポーツの振興・・・・・・・・・・ P 8 ～ 9
- (4) 歴史文化の継承と芸術文化の振興・・・・・・・・ P 10 ～ 11
- (5) 人権尊重・男女共同参画の推進・・・・・・・・ P 12 ～ 13

3 対象期間

この大綱は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

4 SDGsの実現

17の持続可能な開発目標（ゴール）のうち、下記のゴールの実現に向けて、施策を展開していきます。



1. 学校教育の充実



□ 現状と課題

本町では現在、小学校4校と中学校1校が設置されていますが、児童生徒数の減少により、小学校4校全てが複式学級を有する状況です。

教育の取り組みについては、平成19年度に制定した「五ヶ瀬教育ビジョン」をさらにスケールアップした「五ヶ瀬教育グランドビジョン」を令和元年度に制定し、幼児から高齢者までが生涯にわたり互いに関わり合いながら学び続けることのできる地域創造・循環型の教育システムを構築することで、五ヶ瀬で生まれ、育ち、生き、五ヶ瀬を創造する人づくりに取り組んでいます。

教育環境については、計画的に整備を行っていますが、老朽化が進んでいる学校もあるため、令和6年度に改訂した学校施設等長寿命化計画を基に長期的な整備を行う必要があります。また、遠方の児童・生徒の通学のため、引き続きスクールバスを運行していく必要があります。

情報教育環境については、国が進めるGIGAスクール【※1】構想事業を活用し、令和2年度に児童生徒1人1台の端末整備と各学校のWi-Fi環境整備を行いましたので、今後はそれらを効果的に活用していきます。

□ 施策の基本方針

「五ヶ瀬で生まれ、育ち、生き、五ヶ瀬を創造する人づくり」【※2】を目標に、小規模校の特性を活かした教育と魅力的な教育環境づくりを行います。児童生徒の心豊かな人間性や社会性を育み、個性を活かしつつ、確かな学力を身につけるとともに、社会の様々な変化に柔軟で主体的に対応できる能力や生きる力、コミュニケーション能力、地域への愛着を育む特色ある教育を推進します。

「五ヶ瀬教育グランドビジョン」を推進し、学校教育にとどまらず、町全体が結びつきをさらに強め、幼児から高齢者までが生涯にわたって互いに関わり合いながら学び続けることのできる地域創造・循環型教育システムへの取り組みを行います。

また、児童生徒がより良い環境の中で教育を受けることができるよう、学校教育の環境整備を進めるとともに、今後の児童生徒数等の状況を踏まえて、保護者や地域みなさんと対話を重ねながら、今後の五ヶ瀬町の学校のあり方について検討を行います。

※【※1】【※2】の用語解説は次ページにあります。

■用語解説■

【※1】GIGAスクール・・・令和元年に文部科学省が発表した、学校教育におけるICT環境整備についての構想。全国の小中高校などで高速大容量の通信ネットワークを整備し、児童生徒1人1台のパソコン・端末の普及を目指すもの。

【※2】「五ヶ瀬で生まれ、育ち、生き、五ヶ瀬を創造する人づくり」

五ヶ瀬で生まれた人、五ヶ瀬で育った人、そして五ヶ瀬を愛する人が、ともに五ヶ瀬を思いながら生き、一緒に五ヶ瀬を創造する人づくりを意味しています。



□ 主な施策

(1) 学校教育の充実

- 児童生徒一人ひとりに応じた学力の向上と、児童生徒への幅広い学びの提供を推進します。
- 各学校における「豊かな体験活動の充実」を図り、多様な価値観にふれる機会や交流を通して、社会性や豊かな心等、非認知的能力を育むことができる学校教育を推進します。
- 学校教育を通して、児童生徒がたくましく生きるための基礎となる、健康づくりや体力づくりを推進します。
- 学校と保育所が連携をとり、子どもの発達段階ごとの特徴を踏まえた教育を実施します。
- 小・中学校と情報を共有し、不登校・いじめの未然防止に努めます。
- 宮崎大学との連携協定による自治体と学校と教育機関の相互協力の下 **G授業【※3】** のさらなる充実や教員の確保に努めます。
- 情報化社会の進展、学校校育における DX 推進の中で子どもたちの情報リテラシーの向上、情報モラルの育成を目指し、五ヶ瀬町情報教育推進計画の整備を進めます。

(2) 郷土教育・地域と連携した教育の推進

- 「五ヶ瀬教育グランドビジョン」を推進し、学校や地域が一体となって、生涯学び続けることができる地域づくりを推進します。
- 本町の魅力について知る郷土教育を地域と連携して推進し、児童生徒が町に対して抱く愛着や誇りを育成し、将来的に「五ヶ瀬に貢献したい」と考える児童生徒の育成を図ります。
- **コミュニティ・スクール【※4】** の仕組みを生かし、学校運営協議会を中心に、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組む体制を整備します。
- 児童生徒の健全育成のため、地域全体で子どもたちを見守り、地域活動の参加の呼びかけや、学校運営への地域の参画を図ります。
- わくわくランチサービス等、学校給食を活用した児童生徒と地域住民との交流の促進を図ります。
- 地域や家庭が連携し、青少年教育や幼児の保護者を含めた家庭教育を推進します。
- 学校行事やオープンスクール、G 授業等を通じて開かれた教育課程の実現を目指します。

(3) 時代の変化に対応できる人材の育成

- 児童生徒の主体的・対話的で深い学びを重視し、変化する社会の中で、自らの知識や思考力、人間性を最大限に発揮できる「生きる力」を育むことができる学校教育を推進します。さらに Society5.0 に対応できる教育環境の充実に取り組みます。

- 学校教育における情報教育の推進や、児童生徒のICT活用能力を育むとともに、教職員のICTを活用した指導力の向上を図ります。
- 英検の無償化やデジタル教材の導入を促進し、外国語教育の充実を図り、国際的な感覚を養うとともに、グローバルに活躍する人材の育成に努めます。
- **五ヶ瀬町佐伯勝元教育基金**【※5】を活用し、児童生徒海外派遣事業、奨学金事業、芸術・文化体験事業、教育現場支援事業に取り組み、本町から世界に羽ばたく人材の育成や郷土愛を育む教育を進めます。

(4) よりよい教育環境の整備

- 子どもたちが安心して学校生活を過ごせるよう、また、災害時の緊急避難場所として機能するよう、学校施設の補修・整備、維持管理を実施します。
- 登下校の子どもに向けた通学路の安全確保に努めます。
- 学校施設の開放と利活用を図ります。
- 教職員の資質向上を図るとともに、学校における働き方改革を推進します。
- 特別支援教育の充実を図るために、関係機関と連携を図りつつ、県が推進するエリアサポート事業を有効活用し、教職員の資質向上に努めます。
- 学校給食の充実を図り、地産地消及び食育の推進、子どもたちの健全な発達を促進します。
- 遠方の児童生徒が通学に利用するためのスクールバスの運行を継続し、保護者の負担軽減を図るとともに、安全な運行確保に努めます。
- 今後の五ヶ瀬町の学校のあり方について、広く町民のみなさんから意見を聴取し、子どもたちにとってどんな学びが必要かを念頭に置いた協議を、町民のみなさんと一緒に進めます。

■用語解説■

【※3】 **G授業**・・・五ヶ瀬町独自の集合学習の形態。4つの小学校の児童が集まり、4つの小学校の先生方が指導者となり、授業を行う。年間計画に沿って、豊かな体験活動を中心に授業を展開し、年間各学年10回程度実施している。

【※4】 **コミュニティ・スクール**・・・学校と保護者や地域住民が協働し、学校運営に意見を反映させる仕組み。

【※5】 **五ヶ瀬町佐伯勝元教育基金**・・・五ヶ瀬町の学校教育及び社会教育の振興のため、五ヶ瀬町出身の佐伯勝元氏からの寄付金を基に設置された基金。

2. 社会教育の充実

□ 現状と課題

社会教育は生涯にわたる学習機会の提供や、地域社会の連帯感の醸成という重要な役割を持つことから、青少年から高齢者までを対象に、幅広く事業を進めていく必要があります。そのため、公民館組織、青年団組織、PTA・教育振興会等との連携・協調を積極的に推進するとともに、自主的な活動を展開できるよう、それぞれの分野でのリーダー育成と組織体制づくり、多くの住民が楽しみながら参加できる事業の考案等が求められます。

生涯学習については、町による活動支援を実施していますが、今後は幅広い住民の参加を促進し、活動のさらなる充実を図っていく必要があります。

特に、図書館は社会教育の中核を担う施設ですが、本町の図書室は五ヶ瀬町町民センターの一角に設置されており、図書館としての機能が十分でないことから、図書館機能の充実を図る必要があります。

□ 施策の基本方針

幼児から高齢者まで生涯にわたり、互いに関わり合いながら学び続けることのできる地域創造・循環型教育システム「五ヶ瀬教育グランドビジョン」を通じて、個々に適した生涯にわたる学習の場を提供するとともに、地域・学校・家庭が一体となって豊かな心や深い郷土愛を育てていきます。

また、住民の身近な学習の場、交流の場として、生涯学習の拠点となる社会教育施設等の充実を図ります。

□ 主な施策

(1) 生涯学習・各区公民館活動の促進

- 各区公民館の自主的な社会教育活動への支援を行います。
- 生涯学習関係団体・組織の育成とネットワークの形成を図ります。
- 生涯学習講座の充実に向け、情報の収集や指導援助体制の充実を図ります。
- 五ヶ瀬町自然の恵み資料館を活用し、様々な企画展を展開します。

(2) 人材の育成及び協働の推進

- 各区公民館長の研修充実を図ります。
- 公民館組織、青年団組織及びP T A・教育振興会等と連携・協働し、人材の育成を図るとともに、多様な人材が活躍できる場を創出します。

(3) 青少年教育の推進

- 青少年育成組織の活動や、地域活動の充実を通して、健全な青少年育成を推進します。
- 郷土教育の充実と教材の作成・活用を図ります。

(4) 社会教育施設の整備

- 社会教育施設の改修及び適正運営を図り、安全で有効な活用を促進します。

(5) 生涯の学びと暮らしに役立つ読書環境づくりの促進

- 図書館機能の充実を図り、多様化する住民のニーズに応えることができる図書館を目指します。
- 「五ヶ瀬町読書活動推進計画」に基づき、住民の読書活動の推進を図ります。
- 五ヶ瀬移動図書カー「ごかせブックライン KITORASU (きとらす)」を運行し、住民の読書活動を推進します。
- 宮崎県が推進する「日本一の読書県」づくり等を踏まえ、「生涯読書活動」を推進します。その一環として、県立図書館のデジタル図書の利用を推進します。



移動図書カー「ごかせブックライン KITORASU (きとらす) 号」

3. スポーツの振興

□ 現状と課題

町ではスポーツの振興施策として、体力づくりバレーボール大会、ソフトボール大会、町民駅伝競走大会及び小学生ロードレース大会を毎年開催しています。また、スポーツをより身近なものとするために、五ヶ瀬町スポーツ協会を中心に各種事業を展開し、スポーツに親しむ場の創出を図っているほか、スポーツ推進委員やコミュニティスポーツ推進員の確保・育成に努めています。

今後も、より多くの住民が気軽にスポーツを楽しみ、健康づくりや生涯スポーツに取り組める環境づくりが必要です。また、ニュースポーツ【※1】やレクリエーション活動における指導者の育成も課題となります。

□ 施策の基本方針

「世界共通の人類の文化」であるスポーツを起点として、住民一人ひとりの健康増進を深めるとともに、子どもから高齢者までが自らに適した運動を楽しめる環境づくりに努めます。また、施設環境の充実や指導力の向上を促し、スポーツの「楽しさ」や「喜び」を誰もが味わうことができる機会の創出を進めます。

Gパーク合宿受け入れ協力会を中心に、住民及び関係機関と連携した受け入れ体制の強化・充実を図るとともに、施設老朽化に伴う改修を計画的に行い、HPや広告等により情報を発信するなど、さらなる合宿環境づくりに努めます。



Gパーク（陸上競技場、五ヶ瀬ドーム）

■用語解説■

【※1】ニュースポーツ・・・競い合うことよりも誰でも気軽に楽しむことのできることを目的に新しく考案され、アレンジされたスポーツの総称。

□ 主な施策

(1) 地域内スポーツの振興とスポーツ指導力の向上

- 子どもから高齢者まで、誰もが自身に適した運動を楽しめるスポーツ環境づくりに努めます。
- スポーツを通じた住民一人ひとりの体力づくり・健康づくりを促進します。
- スポーツ推進委員やコミュニティスポーツ推進員の確保・育成に努め、資質の向上を図ります。
- ニュースポーツやレクリエーション活動の指導者育成や、普及を図ります。
- スポーツ少年団をはじめとした各種スポーツ団体への指導力向上に努め、「スポーツで輝くことのできる五ヶ瀬町」の実現を目指します。
- スポーツ協会の機能充実を図るとともに、各競技団体・組織等の強化と連携を強め、競技力向上やスポーツ活動の普及・振興に努めます。
- 姉妹町である北海道新得町発祥の「フロアカーリング」【※2】を通じた交流を図ります。

(2) スポーツ活動を通じた地域活性化

- Gパークでの合宿受け入れや、スキー場利用者の宿泊促進に向けた体制整備を行い、宿泊業や飲食業を中心とした地域経済の活性化を図ります。
- 各学校体育館や荒踊の館等、既存施設を利用した合宿の受け入れを検討し、町内の受け入れ体制の拡充を図ります。
- 本町の自然環境を有効活用できるトレイルラン【※3】やクロスカントリーー競技等の誘致を推進します。

(3) 社会体育施設の整備

- 各種社会体育施設について、多くの方に利用してもらうため、計画的な整備・改修を行うとともに、備品等の充実を図ります。
- Gパーク内芝生の養生期間を設定し、維持管理コストの縮減を図ります。
- 各種大会の実施に向けた施設整備を行います。

■用語解説■

【※2】フロアカーリング・・・北海道上川郡新得町生まれのニュースポーツ。季節や天候に左右されない室内競技で、木製のターゲットを的にキャスター付きの木製のフロッカーを送球し、得点を競うもの。子どもからお年寄りまで、男女を問わず誰でも気軽に楽しめるスポーツ。

【※3】トレイルラン・・・トレイルとは登山道や林道などを意味し、場所の高低に関わらず、舗装されていない主に山などの自然を走るアウトドアスポーツ。

4. 歴史文化の継承と芸術文化の振興

□ 現状と課題

昨今、人々の生きがいづくりや心の豊かさの向上が求められており、文化活動に対する重要性がますます高くなっています。

町が支援する文化協会においては、舞台部門、作品部門の合同発表会を開催し、芸術・文化振興を図っています。また、本町には国指定の重要無形文化財「荒踊」をはじめ、神楽、棒術、団七踊りなどの郷土芸能が各地に伝承されており、地域の行事とともに次世代へと伝えられています。

しかしながら、過疎化や高齢化に伴う人口減少により、新たな担い手を確保することが難しく、これが地域の課題となっています。さらに、情報化社会の中で、地域の歴史文化・芸術に関する情報の発信が求められています。

また、個人で所有する歴史資料等の一部は、自然の恵み資料館で保管されていますが、町内には多くの歴史資料があり、今後の保存・管理を検討する必要があります。

□ 施策の基本方針

本町には「九州島発祥の地」というかけがえのない歴史とともに、国指定・県指定・町指定の有形・無形の文化財や郷土芸能があります。坂本地区の「荒踊」は、令和4年にユネスコ無形文化遺産に登録され【※1】、これらの貴重な歴史・文化遺産を保存するとともに、未来へと継承する担い手を育成します。さらに、地域を越えた積極的な文化活動を推進し、本町の魅力ある歴史・文化を広く情報発信します。



□ 主な施策

(1) 文化財や郷土芸能の保存・継承

- 郷土芸能を保存・継承していくため、保存会における後継者の育成を支援します。
- 郷土芸能に関する資料の整備保存、衣装用具の更新を支援します。
- 各地区における伝統行事やイベントを継続的に実施できるよう支援します。
- ユネスコ無形文化遺産登録【※1】を受けた「荒踊」をはじめとした「風流」の取り組みを支援します。
- 文化財保存調査委員会の活動を推進します。
- 文化財の県・国による指定に向けた取り組みを推進するとともに、指定史跡・文化財の保護・管理に努めます。
- 未指定文化財については調査を行い、指定文化財への検討を行います。
- 文化財や郷土芸能の情報を、町のホームページ等を活用し町内外へ発信します。
- 町内史跡・文化財・地域資源マップの作成を行い、観光ルートの整備に活用します。
- 学校での教材等を活用し、子どもたちへの文化教育を推進します。
- 他地域との文化・郷土芸能の交流を積極的に支援します。

(2) 芸術・文化活動の振興・交流

- 文化協会と連携し、芸術・文化の振興を推進します。
- 芸術・文化活動の振興・交流のための機会創出に努めます。
- 五ヶ瀬町自然の恵み資料館を活用し、様々な企画展を展開します。

(3) 歴史資料の保存

- 保存期間を経過した町の公文書等や音声データ、映像データを歴史資料として保存活用するとともに、保存施設を整備します。
- 令和5年に編集した「五ヶ瀬町史 続編」については、広く利活用を図ります。

■用語解説■

【※1】ユネスコ無形文化遺産・・・令和4年（2022年）11月30日、「五ヶ瀬町の荒踊」を含む24都府県の国指定重要無形民俗文化財41件から構成される民族芸能「風流踊」がユネスコ無形文化遺産に登録

5. 人権尊重・男女共同参画の推進

□ 現状と課題

人権は誰もが幸せに暮らすために、保障されている権利です。そのため、あらゆる差別や人権侵害を解消し、性別に関わらず個人として尊重される社会の実現を目指す必要があります。

本町では、学校教育における人権教育の一環として、差別・いじめをテーマにした人権教室を実施しており、幼少期からの人権教育を推進するとともに、多様な選択を可能とする教育と学習を充実させています。今後は、家庭・地域・職場等において、男女共同参画、多文化共生、ハラスメント防止等についての教育・学習・研修等を行い、啓発を進めていく必要があります。

現在、町では男女共同参画社会づくりの一環として、住民向けの研修会や講演会を開催し、庁内においても各種研修会を実施しています。また、地域においては、男女共同参画推進委員の活動を充実し、男女共同参画の推進を図っています。

SDGsにおいても、「ジェンダー平等」が目標として掲げられている中、ジェンダー平等や女性活躍を社会に浸透・定着させていくためには、幅広い層の世代が関心を持ち、協力していくことが不可欠です。若者、女性、高齢者、外国人を含めた多様な人材の能力を最大限に引き出しながら、より一層の周知と活動の充実を図る必要があります。

□ 施策方針

様々な人権問題の存在を周知し、正しい知識を身につけることで、人権における偏見を排除し、人権意識を高めていきます。そのために、人権教育・啓発に関する基本計画に基づき五ヶ瀬町人権教育基本方針及び人権教育推進計画を策定します。

幼少期から人権尊重に関する正しい知識を得ることができるよう、学校教育と社会教育の面から、人権尊重に望ましい価値観を醸成し、よりよい人間関係を構築するためのコミュニケーションスキルの習得を目指した施策を推進します。

また、誰もがありのままの自分を表現することができ、自身の個性が尊重される社会の実現を目指すとともに、男女がともに働きやすい環境の整備と人材育成、登用機会の均等を推進します。

五ヶ瀬町男女共同参画基本計画の基本理念である「共に 認め合い 自分らしく 笑顔あふれるまち」を合言葉に、お互いを尊重し合い、支えあいな

がら、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる社会をつくり、すべての住民が、笑顔あふれて自分らしく、いきいきと暮らすまちづくりを進めます。

□ 具体的な施策

(1) 人権についての教育・啓発の推進

- 多様な人権問題について、地域社会や職場等、様々な場所や機会において正しい知識を周知・啓発し、住民の人権意識向上を図ります。
- 幼少期からの人権教育を推進し、人権・同和問題の正しい理解に向けた教育・啓発活動を進めます。
- 多文化共生やLGBT【※1】等、近年新たに課題として考えられるようになった人権等に関する諸課題について、正しい知識や考え方の啓発を行います。
- 五ヶ瀬中学校に多目的トイレを設置し、多様性やバリアフリー【※2】の理解を深め、人権を大切にす意識の醸成を図る。

(2) 人権擁護の推進と相談支援体制の充実

- 人権擁護委員による相談体制の充実を図ります。
- 不当な差別や職場等でのハラスメント、DV等の暴力・虐待、学校でのいじめなど、人権問題の早期把握に努めます。

(3) 男女共同参画の推進

- 職業生活における男女の均等な雇用機会と待遇の確保及び女性の活躍推進を促進します。
- 家庭、学校、職場、地域等に対して男女共同参画意識の啓発活動を進めます。
- 職場における育児、介護休業等の定着促進を図ります。
- あらゆる分野における政策決定過程への女性の参画拡大を図ります。
- ワーク・ライフ・バランスの実践を促進します。
- 持続可能な組織を創る女性リーダーの育成を図ります。

■用語解説■

【※1】LGBT・・・Lesbian（レズビアン、女性同性愛者）、Gay（ゲイ、男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシュアル、両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー、性別越境者）の頭文字を組み合わせた表現のこと。

【※2】バリアフリー・・・障害の有無にかかわらず、誰もが社会生活を送る上で障壁（バリア）となる物理的、制度的、心理的なものをなくし、誰もが暮らしやすいようにすること